

令和元年第6回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和元年6月10日（月） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第51号会議室

出席委員 14人

古城 義郎（会長）
内田 浩明（副会長）
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
齊藤 健
上田 清史

欠席委員 0人

農業委員会事務局出席者

局 長 米田 靖彦
次 長 藤井 浩一
書 記 田中 雅之
書 記 中山 敬二

議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第29号の1 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
（継続案件）
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）
議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
報告第13号 農地法第3条の3第1項の届けについて
報告第14号 農地改良届けについて
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和元年第6回の総会を開催いたします。本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題6件、報告2件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

（申請人）荒尾市

（土地の所在地）大島の畑、面積86㎡、現況畑 外10筆 合計819㎡

（転用目的）宅地造成、第3種農地、用途地域内の農地

南新地の土地区画整理事業です。現地の状況ですが、荒れている農地が転用個所となっております。事業計画書をご覧ください。宅地造成を目的としており、事業の全体としては34.5haあります。農地が5,000㎡ほどあり、工区分けして工事を行うため、今回の申請は819㎡となっております。工区が合計で何工区あるかは未定です。給排水については企業局が整備し、雨水については施工者が対応します。周りには農地はなく営農に影響はありません。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第4条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 都市計画課の職員と立ち会いをしました。当該土地は何も作付されておらず、荒れております。南新地の再開発ということで、西側と同じように造成して開発するということです。問題は無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第31号農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、説明をお願いします。

事務局次長 **議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**についてです。

3件です。

受付番号1

(譲渡人) 東京都清瀬市の個人

(譲受人) 宮内出目の個人

(土地の所在地) 昭和町の畑 面積 156 m²、現況畑 外1筆 合計 257.11 m²

(転用目的) 一般住宅、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状況の農地で、周りは住宅地となっております。事業計画書をご覧ください。個人住宅で、住宅 111.79 m²、駐車場 108 m²、通路 38.23 m²です。給水については上水道を利用、生活雑排水については、公共下水道を利用し、雨水は自然浸透する計画です。近隣に農地はなく営農に影響はありません。以上です。

受付番号2

(譲渡人) 山口県下関市の個人

(譲受人) 荒尾の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 280 m²、現況畑、

(転用目的) 一般住宅、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、周りは宅地があり、申請農地は耕作されておりましたが、きちんと管理されておりました。事業計画書をご覧ください。個人用住宅で、

住宅部分 91.43 m²となっております。給水については上水道を利用、生活雑排水の処理には公共下水道を利用、雨水は自然浸透とします。近隣農地への影響はない計画となっております。以上です。

受付番号 3

(譲渡人) 荒尾の個人

(譲受人) 福岡市の太陽光発電事業を行う法人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 1,244 m²、現況畑

(転用目的) 太陽光発電施設、第 3 種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、住宅街の中にある農地で、きちんと管理されている農地です。事業計画書をご覧ください。太陽光発電施設のため給水は無く、排水は雨水のみで自然浸透させます。近隣の農地への営農に支障はありません。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 5 条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。受付番号 1 について担当委員は続けて説明をお願いします。

委員 1 番ですが、写真の通り周りは住宅街です。数年前までは近所の方が借りて耕していた農地です。売買契約が成立して、許可が下り次第住宅の建設に入りたいということです。問題無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号 2 について担当委員は説明をお願いします。

委員 2 番ですが、周りは住宅地です。隣に 1 筆だけ農地がありますが、営農

への問題は無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について担当委員は説明をお願いします。

委員 3番ですが、第3種農地ということで、近隣には住宅があります。隣接の土地も荒れていて雑草が茂っております。問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして前回の定例会で保留となっておりました議案第29号の1の資材置場への転用の案件について、審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局次長 前回の第5回委員会で審議いたしました議案第29号の1の案件についてです。

(譲渡人) 平山の個人

(譲受人) 大島の建設業の法人

(土地の所在地) 平山の田、面積 2,916 m²、現況田

(転用目的) 資材置場、第2種農地

周りの地権者の同意が得られていなかったために保留となっていた案件です。地権者への説明を行ったということですので、審議をお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。では、担当委員は説明をお願いします。

委員 6月4日に現地説明会がありましたので、私も参加しました。地権者によると、資材置場を作るのはいいが、隣の水路はきれいな水で、その水を

使って取れる米は美味しいということです。水路には自然のもの以外は流さないようにして欲しいと要望がありました。申請者には、資材置場の配置を変えるなどして水路に物が流れないようにし、迷惑をかけた場合には責任を負う旨を約束していただきました。以上です。

議長 地権者より承諾をいただいたと理解してよろしいですか？

委員 はい

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可をしたいと思います。では続きまして**議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請**について、説明をお願いします。

事務局次長 **議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請**についてです。

1件です。

受付番号1

（貸出人）荒尾の個人

（借受人）荒尾市の病院事業者

（土地の所在地）荒尾の畑、面積778㎡、現況畑 外1筆 合計958㎡

（契約期間）令和元年7月1日から5年間

（転用目的）駐車場、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地には集落に接続した農地です。事業計画書をご覧ください。病院建設に伴い、駐車場が不足するため、新たに駐車場の確保を行うものです。給水は無く、排水については雨水のみで自然浸透させます。周りの営農には影響ありません。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 現場を見てきました。当該農地を借りて、病院の立替期間中の駐車場として利用します。砂利を敷き、舗装はしないということです。問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？

議長 ありませんか？では、私から質問です。転用して農地ではなくなりますが、5年後に地権者に返す時には農地に戻すのですか、それとも雑種地のままなのですか。

局長 現況を農地に戻さなければ雑種地のままです。5年後に農地に戻す場合には、砂利を除去して作物を植える必要があると思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして他に御意見、御質問はありませんか？ よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第33号農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 7ページ、議案第33号 農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請についてです。

1 件です。

受付番号 1

(貸渡人) 川登の個人

(借受人) 本井手の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 320 m²、現況樹園地

(契約期間) 期限の定めのない使用貸借契約

(転用目的) 一般住宅、第 1 種農地、集落接続

現地の状況ですが、申請地では以前梨を栽培されていましたが、現在は伐採してあります。事業計画書をご覧ください。住宅面積 111.78 m²です。給水は上水道を利用、生活雑排水については合併浄化槽で処理、雨水は自然浸透し、周囲の農地には影響ありません。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 5 条の「使用貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。では、担当委員は説明をお願いします。

委員 近くには梨園がありますが、住宅街で周りへの影響は無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。

議長 農地区分は 1 種でいいのですか？

書記 1 種です。

議長 住宅街ですが、農地のつながりがあるのでしょうかね。

では続きまして議案第34号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和元年6月14日の公告予定です。今回は5回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表です。左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定10年の樹園地22,931㎡、再設定3年の田14,423㎡、再設定5年の田7,322㎡、畑14,107㎡、樹園地5,746㎡、再設定10年の田2,520㎡で、合計が67,049㎡です。所有権移転の畑516㎡、樹園地50,493㎡、その他401㎡で、合計51,410㎡です。今回の利用集積計画合計が118,459㎡となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で149,228㎡となります。

1件目

再設定です。

(借り人) 上井手の個人

(貸し手) 菰屋の個人

(利用権を設定する土地) 菰屋の畑、面積5,746㎡

利用目的はみかん、期間は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間、10aあたり10,000円/年の賃貸借となっております

2件目

再設定です。

(借り人) 蔵満の個人

(貸し手) 一部の個人

(利用権を設定する土地) 一部の田、面積7,322㎡

利用目的は水稲、期間は令和元年7月1日から令和11年6月30日までの10年間、10aあたり60kg/年の物納による賃貸借となっております。

3 件目

新規設定です。

(借り人) 玉名市の個人

(貸し手) 筑後市の個人

(利用権を設定する土地) 樺の畑、面積 22,931 m²

利用目的はみかん、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 10 年間、350,000 円/年の賃貸借となっております。

4 件目

再設定です。

(借り人) 蔵満の個人

(貸し手) 蔵満の個人

(利用権を設定する土地) 蔵満の畑、面積 548 m²

利用目的は水稲、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 10 年間、10a あたり 60kg/年の物納による賃貸借となっております。

5 件目

再設定です。

(借り人) 蔵満の個人

(貸し手) 蔵満の個人

(利用権を設定する土地) 蔵満の畑、面積 1,972 m²

利用目的は水稲、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 10 年間、10a あたり 60kg/年の物納による賃貸借となっております。

6 件目

再設定です。

(借り人) 玉名市の個人

(貸し手) 玉名市の個人

(利用権を設定する土地) 樺の畑、面積 3,035 m²

利用目的はみかん、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 5 年間、10,000 円/年の賃貸借となっております。

7 件目

再設定です。

(借り人) 熊本市西区の法人

(貸し手) 水野の個人

(利用権を設定する土地) 水野の田、面積 4,359 m²

利用目的は野菜、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの 3 年間、65,385 円/年の賃貸借となっております。

8 件目

再設定です。

(借り人) 熊本市西区の法人

(貸し手) 牛水の個人

(利用権を設定する土地) 水野の田、面積 1,536 m²

利用目的は野菜、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの 3 年間、23,040 円/年の賃貸借となっております。

9 件目

再設定

(借り人) 熊本市の法人

(貸し手) 牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水、水野の田、面積 8,528 m²

利用目的は野菜、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの 3 年間、127,920 円/年の賃貸借となっております。

10 件目

再設定

(借り人) 樺の個人

(貸し手) 野原の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 1,088 m²

利用目的はたばこ、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 5 年間、10a あたり 10,000 円/年の賃貸借となっております。

11 件目

再設定

(借り人) 樺の個人

(貸し手) 東京都調布市の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 2,204 m²

利用目的はたばこ、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 5 年間、10a あたり 10,000 円/年の賃貸借となっております。

1 2 件目

再設定

(借り人) 樺の個人

(貸し手) 牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 842 m²

利用目的はたばこ、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 5 年間、10a あたり 10,000 円/年の賃貸借となっております。

1 3 件目

再設定

(借り人) 樺の個人

(貸し手) 牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 2,016 m²

利用目的はたばこ、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 5 年間、10a あたり 10,000 円/年の賃貸借となっております。

1 4 件目

再設定

(借り人) 樺の個人

(貸し手) 牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 1,341 m²

利用目的はたばこ、期間は令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 5 年間、10a あたり 10,000 円/年の賃貸借となっております。

15件目

再設定

(借り人) 樺の個人

(貸し手) 牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 3,131 m²

利用目的はたばこ、期間は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間、10aあたり10,000円/年の賃貸借となっております。

続きまして、所有権移転です。

1件目

(譲受人) 上平山の個人

(譲渡人) 上平山の個人

(所有権移転する土地) 上平山の畑、面積 516 m²

上平山の樹園地、面積 50,493 m²

上平山の農業用施設用地、面積 401.14 m²

利用目的はみかん、売買代金総額 6,000,000円となっております。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 では議案第18号を終了したいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第13号から報告第14号について報告が行われた。

○第13号 農地法第3条の3第1項の届けについて 2件

○第14号 農地改良届けについて 1件

議長 はい、有難うございました。審議はありませんが、御意見御質問受け付

けます。何かございませんか？

—（「なし」の声あり）—

では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 農業委員会玉名地方女性の会の研修会について
- 熊本県農地利用最適化推進大会について
- 有害鳥獣被害防止対策について

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか？

—（「なし」の声あり）—

議長 それでは、これをもちまして令和元年第6回定例会を終わります。

閉会：15時05分